



誰もが住んでみたい村に
農業農村整備

令和8年度

国営土地改良事業地区調査

笠野原地区費用対効果更新その他業務

積 算 書

(当初)

九州農政局
南部九州土地改良調査管理事務所

[illegible]

九州農政局

九州農政局

九州農政局

九州農政局

九州農政局

九州農政局

九州農政局

[illegible]

事業名	国営土地改良事業地区調査
業務名	笠野原地区費用対効果更新その他業務

コード	名 称	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
	*** S単- 1号 ***					
S63003	資料の検討		式		1.000 式	歩A 当たり算出
	設計労務(直接人件費内業) 0.00人, 0.00人, 1.00人, 1.50人, 1.50人, 0.00人, 0.00人			時間的制約: なし 夜間制約作業時間: 0.0	制約作業時間: 0.0 冬期補正: なし	
	1) 主任技術者の人数 2) 技師長の人数	0.00人 0.00人		豪雪補正: なし 基本給時間: 8.0	亜熱帯補正: なし 超勤時間: 0.0	
	3) 主任技師の人数 4) 技師Aの人数	1.00人 1.50人		深夜時間: 0.0		
	5) 技師Bの人数 6) 技師Cの人数	1.50人 0.00人				
	7) 技術員の数	0.00人				
R04003	主任技師	1.000	人	70,900	70,900	
R04004	技師 (A)	1.500	人	62,600	93,900	
R04005	技師 (B)	1.500	人	49,300	73,950	
	合 計				238,750	算出数量 1.000 式
	単 価		式		238,750	
	*** S単- 2号 ***					
S63003	営農計画の更新		式		1.000 式	歩A 当たり算出
	設計労務(直接人件費内業) 0.00人, 0.00人, 1.50人, 4.50人, 5.50人, 6.50人, 7.50人			時間的制約: なし 夜間制約作業時間: 0.0	制約作業時間: 0.0 冬期補正: なし	
	1) 主任技術者の人数 2) 技師長の人数	0.00人 0.00人		豪雪補正: なし 基本給時間: 8.0	亜熱帯補正: なし 超勤時間: 0.0	
	3) 主任技師の人数 4) 技師Aの人数	1.50人 4.50人		深夜時間: 0.0		
	5) 技師Bの人数 6) 技師Cの人数	5.50人 6.50人				
	7) 技術員の数	7.50人				
R04003	主任技師	1.500	人	70,900	106,350	
R04004	技師 (A)	4.500	人	62,600	281,700	
R04005	技師 (B)	5.500	人	49,300	271,150	
R04006	技師 (C)	6.500	人	42,500	276,250	
R04007	技術員	7.500	人	36,700	275,250	
	合 計				1,210,700	算出数量 1.000 式
	単 価		式		1,210,700	
	*** S単- 3号 ***					
S63003	総費用の更新		式		1.000 式	歩A 当たり算出
	設計労務(直接人件費内業) 0.00人, 0.00人, 2.50人, 5.50人, 8.00人, 8.00人, 7.00人			時間的制約: なし 夜間制約作業時間: 0.0	制約作業時間: 0.0 冬期補正: なし	
	1) 主任技術者の人数 2) 技師長の人数	0.00人 0.00人		豪雪補正: なし 基本給時間: 8.0	亜熱帯補正: なし 超勤時間: 0.0	
	3) 主任技師の人数 4) 技師Aの人数	2.50人 5.50人		深夜時間: 0.0		
	5) 技師Bの人数 6) 技師Cの人数	8.00人 8.00人				
	7) 技術員の数	7.00人				
R04003	主任技師	2.500	人	70,900	177,250	
R04004	技師 (A)	5.500	人	62,600	344,300	
R04005	技師 (B)	8.000	人	49,300	394,400	
R04006	技師 (C)	8.000	人	42,500	340,000	
R04007	技術員	7.000	人	36,700	256,900	
	合 計				1,512,850	算出数量 1.000 式
	単 価		式		1,512,850	

事業名	国営土地改良事業地区調査
業務名	笠野原地区費用対効果更新その他業務

コード	名 称	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
	*** S単一 4号 ***					
S63003	総便益の更新		式		1.000 式	歩A 当たり算出
	設計労務(直接人件費内業) 0.00人,0.00人,3.00人,10.00人,14.00人,16.00人,12.00人			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	1)主任技術者の人数 2)技師長の人数	0.00人 0.00人		豪雪補正:なし 基本給時間:8.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	
	3)主任技師の人数 4)技師Aの人数	3.00人 10.00人		深夜時間:0.0		
	5)技師Bの人数 6)技師Cの人数	14.00人 16.00人				
	7)技術員の数	12.00人				
R04003	主任技師	3.000	人	70,900	212,700	
R04004	技師 (A)	10.000	人	62,600	626,000	
R04005	技師 (B)	14.000	人	49,300	690,200	
R04006	技師 (C)	16.000	人	42,500	680,000	
R04007	技術員	12.000	人	36,700	440,400	
	合 計				2,649,300	算出数量 1.000 式
	単 価		式		2,649,300	
	*** S単一 5号 ***					
S63003	総費用総便益比の算定		式		1.000 式	歩A 当たり算出
	設計労務(直接人件費内業) 0.00人,0.00人,1.50人,2.50人,0.00人,0.00人			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	1)主任技術者の人数 2)技師長の人数	0.00人 0.00人		豪雪補正:なし 基本給時間:8.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	
	3)主任技師の人数 4)技師Aの人数	1.50人 2.50人		深夜時間:0.0		
	5)技師Bの人数 6)技師Cの人数	2.00人 0.00人				
	7)技術員の数	0.00人				
R04003	主任技師	1.500	人	70,900	106,350	
R04004	技師 (A)	2.500	人	62,600	156,500	
R04005	技師 (B)	2.000	人	49,300	98,600	
	合 計				361,450	算出数量 1.000 式
	単 価		式		361,450	
	*** S単一 6号 ***					
S63003	点検取りまとめ		式		1.000 式	歩A 当たり算出
	設計労務(直接人件費内業) 0.00人,0.00人,1.00人,2.00人,1.00人,0.00人			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	1)主任技術者の人数 2)技師長の人数	0.00人 0.00人		豪雪補正:なし 基本給時間:8.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	
	3)主任技師の人数 4)技師Aの人数	1.00人 2.00人		深夜時間:0.0		
	5)技師Bの人数 6)技師Cの人数	2.00人 1.00人				
	7)技術員の数	0.00人				
R04003	主任技師	1.000	人	70,900	70,900	
R04004	技師 (A)	2.000	人	62,600	125,200	
R04005	技師 (B)	2.000	人	49,300	98,600	
R04006	技師 (C)	1.000	人	42,500	42,500	
	合 計				337,200	算出数量 1.000 式
	単 価		式		337,200	
	*** S単一 7号 ***					

事業名	国営土地改良事業地区調査				
業務名	笠野原地区費用対効果更新その他業務				

コード	名 称	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
S63010	打合せ（設計業務基準日額）		回		1,000	歩A 当たり算出
	打合せ（設計業務基準日額） 一般工種、着手前・最終、1.00人、1.00人、0.00人、0.00人、0.5日、0.54日			時間的制約：なし 夜間制約作業時間：0.0	制約作業時間：0.0	
	日			豪雪補正：なし 基本給時間：8.0	亜熱帯補正：なし 超勤時間：0.0	
	1)設計工種 2)打合せ	一般工種 着手前・最終		深夜時間：0.0		
	3)設計用主任技師人数 4)設計用技師(A)人数 5)設計用技師(B)人数 6)設計用技師(C)人数	1.00人 1.00人 0.00人 0.00人				
	7)打合せ日数 8)往復移動日数	0.500日 0.540日				
R04003	主任技師	1.040	人	70,900	73,736	
R04004	技師（A）	1.040	人	62,600	65,104	
	合 計				138,840	算出数量 1,000 回
	単 価		回		138,840	
	*** S単－ 8号 ***					
S63010	打合せ（設計業務基準日額）		回		1,000	歩A 当たり算出
	打合せ（設計業務基準日額） 一般工種、中間、0.00人、1.00人、1.00人、0.00人、0.5日、0.54日			時間的制約：なし 夜間制約作業時間：0.0	制約作業時間：0.0	
	1)設計工種 2)打合せ	一般工種 中間		豪雪補正：なし 基本給時間：8.0	亜熱帯補正：なし 超勤時間：0.0	
	3)設計用主任技師人数 4)設計用技師(A)人数 5)設計用技師(B)人数 6)設計用技師(C)人数	0.00人 1.00人 1.00人 0.00人		深夜時間：0.0		
	7)打合せ日数 8)往復移動日数	0.500日 0.540日				
R04004	技師（A）	1.040	人	62,600	65,104	
R04005	技師（B）	1.040	人	49,300	51,272	
	合 計				116,376	算出数量 1,000 回
	単 価		回		116,376	
	*** S単－ 9号 ***					
S63024	業務報告書作成（その他）		式		1,000	歩A 当たり算出
	業務報告書作成（その他） 1、A－4以下、1000、1、A－4以下、厚手（金文字入）			時間的制約：なし 夜間制約作業時間：0.0	制約作業時間：0.0	
	1)報告書焼付部数(部) 2)報告書規格区分 3)原稿枚数区分(枚) 4)表紙部数（部） 5)表紙規格区分 6)表紙区分	1 A－4以下 1000 1 A－4以下 厚手（金文字入）		豪雪補正：なし 基本給時間：8.0 深夜時間：0.0	亜熱帯補正：なし 超勤時間：0.0	
P43504	報告書焼付代（コピー） A－4以下 1000枚	1,000	部	12,700	12,700	
P43450	報告書表紙代 厚手（金文字入） A－4	1,000	部	6,170	6,170	
	合 計				18,870	算出数量 1,000 式
	単 価		式		18,870	
	*** S単－ 10号 ***					
S63031	＜打合せ（設計旅費・交通費）＞		回		1,000	歩A 当たり算出
	＜打合せ（設計旅費・交通費）＞ 一般工種・解析等調査業務、着手前・最終、通勤により打合せ、ライトバン、1日、4時間			時間的制約：なし 夜間制約作業時間：0.0	制約作業時間：0.0	
	1)設計工種 2)打合せ内容 3)主任技師配置人員 4)技師A配置人員 5)技師B配置人員 6)技師C配置人員 7)宿泊区分 8)交通機関区分	一般工種・解析等調査業務 着手前・最終 1人 1人 0人 0人 通勤により打合せ ライトバン		豪雪補正：なし 基本給時間：8.0 深夜時間：0.0	亜熱帯補正：なし 超勤時間：0.0	

九州農政局

令和8年度 国営土地改良事業地区調査
笠野原地区費用対効果更新その他業務

特別仕様書

九州農政局南部九州土地改良調査管理事務所

第1章 総則

第1－1条（適用範囲）

令和8年度 国営土地改良事業地区調査 笠野原地区費用対効果更新その他業務（以下「本業務」という。）の施行にあたっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

第1－2条（目 的）

本業務は、国営土地改良事業地区調査笠野原地区における事業計画策定の一環として、費用対効果分析の更新等を行うものである。

第1－3条（場 所）

本業務において対象とする場所は、鹿児島県鹿屋市及び肝属郡肝付町地内で別途業務位置図に示すとおりである。

第1－4条（一般事項）

業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。

- 1 作業実施順序、方法等は監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。
- 2 作業に従事する技術者は、対象業務に十分な知識と経験を有した者とする。
- 3 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときは、速やかにこれに応じるものとする。

第1－5条（履行確実性評価の達成状況の確認）

本業務の受注にあたり、予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格（以下、「調査基準価格」という。）を下回る金額で受注した場合には、業務説明書に示す履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その成果を業務成績に反映させるものとする。なお、業務完了検査時までには提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

- 1 審査項目a)～c)において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合
- 2 審査項目d)において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合
- 3 その他、業務計画書等に示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる場合等、業務実施体制に関する問題が生じた場合
- 4 業務成果品のミス、不備等

第 1－6 条（管理技術者）

管理技術者は、共通仕様書第 1－6 条第 3 項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

資 格	技 術 部 門	選 択 科 目
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学 農業－農村地域・資源計画 農業－農村地域計画
	農業	農業土木、農業農村工学、農村地域・資源計画、農村地域計画
博士	当該業務に該当する 学術部門	－
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	－

第 1－7 条（担当技術者）

担当技術者は、共通仕様書第 1－8 条によるものとする。

第 1－8 条（配置技術者の確認）

共通仕様書第 1－11 条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第 1－12 条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。

- 1 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。
- 2 農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とする。

第 1－9 条（保険加入）

受注者は、共通仕様書第 1－37 条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

第 2 章 作業条件

第 2－1 条（基本条件）

1 基本条件

本業務の対象となる笠野原地区の基本条件は、次のとおりである。

想定する事業種	国営かんがい排水事業
受 益 面 積	2,302ha（令和7年4月時点）
整備構想（案）	・ダム附帯施設（改修） ・揚水・加圧機場（改修） ・導水路（改修） ・幹線水路 L=27.5 km（改修） ・調整池（改修） ・水管理施設（改修）

第2－2条（参考図書）

本業務の参考にする図書は、共通仕様書第2－1条によるほか次表によるものとする。

他の図書を参考にする場合は、監督職員の承諾を受けるものとする。

番号	名 称	発行所	制定(改訂)年月
1	国営土地改良事業 調査計画マニュアル	(社)農業土木事業協会	平成6年6月
2	新たな土地改良の効果算定マニュアル（改訂版）	(株)大成出版社	平成27年9月

第2－3条（貸与資料等）

本業務における貸与資料は次のとおりである。

番号	貸 与 資 料	数量
1	令和6年度 地域整備方向検討調査 笠野原地域営農計画及び費用対効果更新業務報告書	1部
2	令和6年度 地域整備方向検討調査 笠野原地域とりまとめ他検討業務報告書	1部
3	令和6年度 国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 笠野原地区 地区外導水路機能診断調査業務報告書	1部
4	令和7年度 国営土地改良事業地区調査 笠野原地区費用対効果更新その他業務報告書	1部
5	令和7年度 国営土地改良事業地区調査 笠野原地区事業計画書作成その他業務報告書	1部
6	令和7年度 国営土地改良事業地区調査 笠野原地区施設計画補足設計業務報告書	1部

また、上記以外に必要な資料がある場合は、監督職員と協議するものとする。

第2－4条（参考図書及び貸与資料の取扱い）

第2－2条、第2－3条に示す参考図書及び貸与資料の取扱いは次のとおりとする。

- 1 参考図書及び貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- 2 参考図書は、設計作業時点の最新版を用いることとし、設計作業中に改訂された場合には、

監督職員と協議するものとする。

- 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。

第2-5条（関連業務）

本業務と関連する他業務は次のとおりであり、監督職員及び関連業務の管理技術者と連携を密にして、互いに協調の図られた設計としなければならない。

番号	業 務 名	業務実施期間
1	令和8年度 国営土地改良事業地区調査 笠野原地区施設計画補足設計その他業務	R8.5～R9.2 (予定)
2	令和8年度 国営土地改良事業地区調査 笠野原地区事業計画書補足検討業務	R8.5～R9.3 (予定)

第3章 設計作業内容

第3-1条（作業項目及び数量）

本業務における作業項目及び数量は、次表のとおりである。

なお、詳細は別紙「作業項目一覧表」に示すものとする。

作業項目	数量	備 考
設計業務		
1 資料の検討	1 式	
2 営農計画の更新	1 式	
3 総費用の更新	1 式	
4 総便益の更新	1 式	
5 総費用総便益比の算定	1 式	
6 点検取りまとめ	1 式	

第3-2条（作業の留意点）

業務の実施にあたって、特に留意する点は次のとおりとする。

- 第2-2条、第2-3条及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。
- 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。
- その他の不明な点については、別途監督職員と協議のうえ方針を定めるものとする。

第4章 打合せ

第4-1条（打合せ）

共通仕様書第1-10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。

また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。

- 初 回 作業着手の段階
- 第2回 中間打合せ（総費用及び総便益の更新着手段階）
- 第3回 中間打合せ（総費用及び総便益の更新取りまとめ段階）
- 第4回 中間打合せ（総費用総便益比の算定段階）
- 最終回 報告書原稿作成段階

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度、内容について監督職員と相互に確認するものとする。

ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。その際、管理技術者は、共通仕様書第 1-11 条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。

第5章 成果物

第5－1条（成果物）

成果物を共通仕様書第 1－17 条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

- 1 成果物の電子媒体（CD－R若しくはDVD－R）正副2部
- 2 成果物の出力1部（黄色（JIS Z8102：2001に規定する色 No.61）表紙、黒文字製本）

なお、報告書には本業務の要約版を掲載するものとし、その内容については別途監督職員の指示によるものとする。

第5－2条（成果物の提出先）

成果物の提出先は、次のとおりとする。

宮崎県都城市志比田町4778－1
九州農政局 南部九州土地改良調査管理事務所

第6章 契約変更

第6－1条（契約変更）

業務請負契約書第 17 条から第 20 条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

- 1 第3－1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合。
- 2 第4－1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。
- 3 第5－1条に示す「成果物」に変更が生じた場合。
- 4 履行期間の変更が生じた場合。
- 5 関係機関等対外的協議等により業務計画等に変更が生じた場合。
- 6 その他

第6－2条（業務スライドの試行）

- （1）本業務は、「建設コンサルタント業務等における賃金等の変動に基づく業務費の変更の取扱いについて（試行）」（令和7年12月17日付け7農振第2167号農村振興局整備部設計課長通知）（URL「<https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/attach/pdf/index-256.pdf>」）に基づく試行

業務である。

- (2) 発注者又は受注者は、履行期間内で業務契約締結の日から 12 月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により業務費が不適当となったと認めたときは、相手方に対して業務費の変更を請求することができる。
- (3) 発注者又は受注者は、(2)の規定による請求があったときは、変動前残業務費（業務費から当該請求時の履行済部分に相応する業務費を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残業務費（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残業務費に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前残業務費の 1000 分の 15 を超える額につき、業務費の変更に応じなければならない。
- (4) 変動前残業務費及び変動後残業務費は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- (5) (2)の規定による請求は、この条の規定により業務費の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、(2)中「業務契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく業務費変更の基準とした日」とするものとする。
- (6) 予想することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、業務費が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、(2)～(5)の定めにかかわらず、業務費の変更を請求することができる。
- (7) (6)の場合において、業務費の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。
ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- (8) (4)及び(7)の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。
ただし、発注者が(2)、(6)の請求を行った日又は受けた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- (9) 業務スライドの試行に係る運用については、(1)に記載の通知に基づくものとする。

第 7 章 定めなき事項

第 7－1 条（定めなき事項）

この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

(別紙) 作業項目内訳表

作業項目	作業内容	備考
1 資料の検討	業務の検討に必要な貸与資料の内容を把握・整理し、業務計画を作成する。	
2 営農計画の更新	貸与資料を基に、最新の土地改良事業の費用対効果分析に必要な諸係数等に基づいて、経営償還率等の更新を行う。	
3 総費用の更新	貸与資料を基に、最新の土地改良事業の費用対効果分析に必要な諸係数等に基づき更新を行うとともに、関連業務による長寿命化計画の見直し結果を踏まえ総費用を算定する。 また、新規地区検討会及び事業計画書審査における指摘に係る対応による修正を反映させる。	
4 総便益の更新	貸与資料を基に、最新の土地改良事業の費用対効果分析に必要な諸係数等に基づき効果項目ごとに年効果額の更新等を行い、総便益を算定する。 また、新規地区検討会及び事業計画書審査における指摘に係る対応による修正を反映させる。	
5 総費用総便益比の算定	作業項目3、4の結果を基に、総費用総便益比及び所得償還率の算定を行う。	
6 点検取りまとめ	業務成果資料の点検及び取りまとめを行い、業務報告書を作成する。	

令和8年度 国営土地改良事業地区調査
笠野原地区費用対効果更新その他業務

図面目録

図面番号	図面名称	枚数	備考
1	位置図（笠野原地区）	1	
計		1	

位置図（笠野原地区）

S=1:25000



大崎町

鹿屋市

肝属川

串良川

肝付町

凡	例
	集水区域
	貯水池
	ダム
	地区外導水路
	幹線水路
	ファームpond
	揚水機場
	加圧機場
	市町村界
	河川
	畑（受益地）
	茶園（受益地）

図面名称	
業務名	令和8年度 国営土地改良事業地区調査 笠野原地区費用対効果更新その他業務
図面名	位置図（笠野原地区）
年月日	
縮尺	